

2016年7月8日

株式会社ニコン 業務本部
品質・環境管理部 環境管理課

大井製作所の土壌及び地下水の追加調査の結果、ならびに今後の対応予定について

大井製作所旧第1工場および旧第2工場区域の土壌の一部から基準を超える特定有害物質を検出した件につきましては、2016年2月25日にご報告したとおりです。今般、土壌及び地下水について追加調査を実施しましたので、以下に調査結果を報告いたします。

記

(1) 土壌調査

先の概況調査で基準不適合が確認された区画の土壌について、基準不適合土壌の深さを把握するため、深度調査を行いました。その結果は以下のとおりです（既往調査結果を含む）。

〔基準不適合土壌が確認された区画数〕 74区画

〔基準不適合物質の種類〕 六価クロム、シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素、ほう素

※本調査では、当該物質以外の基準不適合は確認されませんでした（既往調査では、テトラクロロエチレンおよびトリクロロエチレンが基準を超えて検出されているため、当該結果も表中に記載）。

〔基準不適合土壌の深さ〕 0.75m～6.5m（区画により異なる）

〔基準不適合の原因〕 カメラ等の製造に伴う工程（過去に行ってきた、光学ガラスの製造、メッキ作業、洗浄作業等）に起因します。

〔周辺地域の環境への影響〕 当該土壌が建物の下であったり、地表面が舗装等により被覆されているため、周辺地域への影響はないものと考えます。

(2) 地下水調査

土壌調査で土壌溶出量基準不適合が確認された区画等で地下水の水質の測定を行ないました。その結果、六価クロム、ふっ素、ほう素が地下水基準を超えて検出されました。

〔基準不適合物質の種類〕 六価クロム、ふっ素、ほう素

〔基準不適合の原因〕 カメラ等の製造に伴う工程（過去に行ってきた、光学ガラスの製造、メッキ作業、洗浄作業等）に起因します。

〔周辺地域の環境への影響〕 本調査において敷地内で確認された地下水基準不適合（六価クロム、ふっ素、ほう素）は、敷地境界の観測井戸では基準に適合しており、敷地内の局所的な汚染にとどまっています。よって周辺地域への環境への影響は、ほとんどないものと考えます。

(3) 今後の対応予定について

今後、建屋の解体工事に合わせて、土壌汚染対策工事を行う予定です。工事にあたっては、土壌汚染対策法および東京都環境確保条例の規定に従い、所管行政窓口の指導のもと工事計画を策定したうえで、周辺環境に十分配慮しながら適正に工事を実施していく予定です。また、工事完了後は法令に則り地下水の水質モニタリングを行い、その結果を所管行政窓口へ定期的に報告する予定です。

なお、近隣の皆様へは、工事の施工方法や環境配慮計画等の概要について2月25日に実施した説明会にてご説明させていただきました。

◆ 基準を超えた項目の最大値を、次表に示します（既往調査を含む。測定区画等は〈参考図〉参照）。

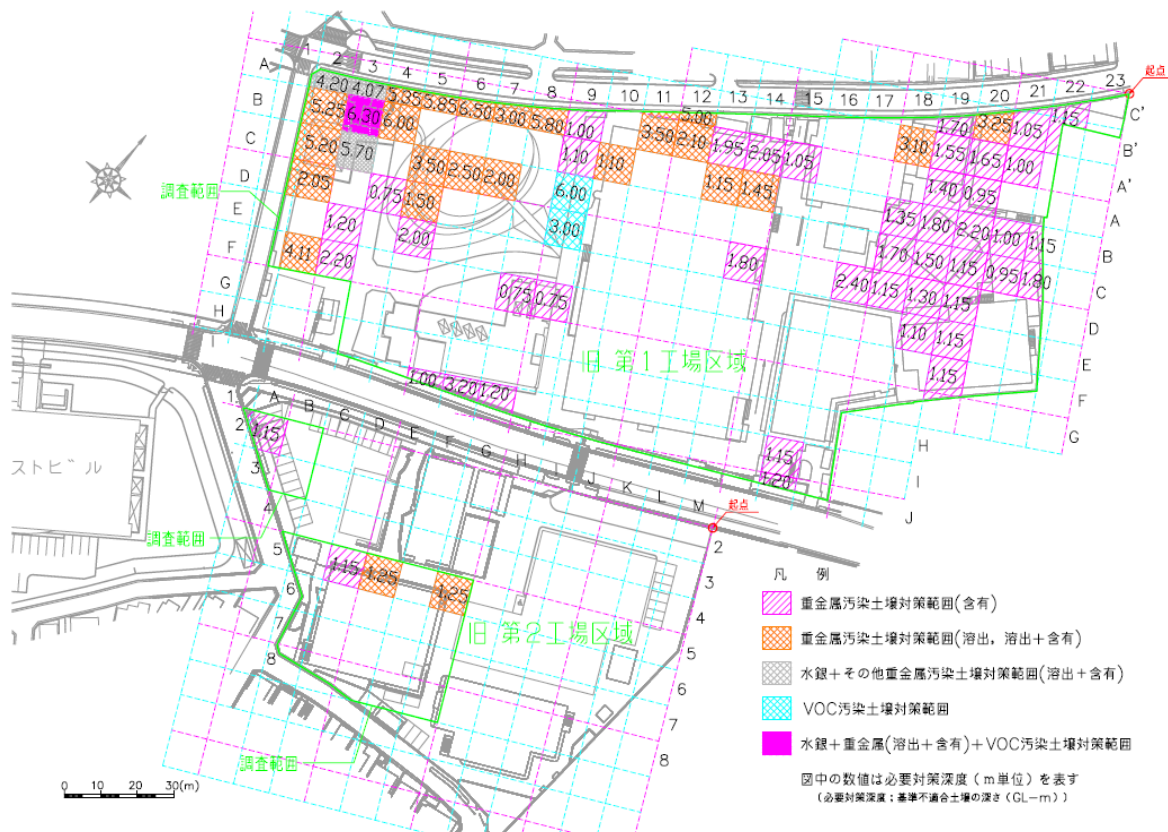
| 特定有害物質の種類 | | 土壌・溶出量(mg/L) | | | 土壌・含有量(mg/kg) | | | 地下水(mg/l) | | |
|---------------|------------|--------------|-----------|------|---------------|-----------|-----|-----------|--------|--------|
| | | 基準値 | 測定値 | 倍率 | 基準値 | 測定値 | 倍率 | 基準値 | 測定値 | 測定区画 |
| 第一種 特定有害物質 | テトラクロロエチレン | 0.01 | 0.012 (※) | 1.2 | / | | | 0.01 | - | - |
| | トリクロロエチレン | 0.03 | 0.13 (※) | 4.3 | | | | 0.03 | -*3 | -*3 |
| 第二種 特定有害物質 | 六価クロム | 0.05 | 1.2 | 24 | 250 | - | - | 0.05 | 0.23 | 3C |
| | シアン | (0.1)*1 | 0.3 | (3) | 50 | - | - | (0.1)*1 | - | - |
| | 水銀*2 | 0.0005 | 0.0043 | 8.6 | 15 | 64 | 4.3 | 0.0005 | - | - |
| | 鉛 | 0.01 | 1.9 (※) | 190 | 150 | 12000 (※) | 80 | 0.01 | - | - |
| | 砒素 | 0.01 | 0.29 | 29 | 150 | 170 (※) | 1.1 | 0.01 | - | - |
| | ふっ素 | 0.8 | 5.1 | 6.4 | 4000 | - | - | 0.8 | 1.1 | 5C, 6C |
| ほう素 | 1 | 7.3 | 7.3 | 4000 | - | - | 1 | 1.9 | 2B, 3B | |

「-」は基準値以下を示す。

(※) で示した物質の数値は既往調査での最大値である。

- *1 シアンの基準は「検出されないこと」なので、報告下限値（定量下限値）に対する倍率とした。
- *2 アルキル水銀は検出されていない。
- *3 既往調査で確認されたトリクロロエチレン等の地下水基準不適合については、既往の対策工事等により、現在ではほぼ基準に適合する濃度レベルまで低減している。

〈参考図〉



本件に関するお問合せ先

e-mail : Kankyo.Kyoyo1@nikon.com